



佐賀県公報

平成16年
2月6日
(金曜日)
第 12413号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止 (六八・長寿社会課) 一
- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業の廃止 (六九・〃) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

(七〇・〃) 一

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更

(七一・〃) 二

- 道路の供用開始

(七二・道 路 課) 二

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定

(七三・河川砂防課) 二

- 大規模小売店舗の変更に係る意見

(商 工 課) 三

- P.Cリンク型高機能レコード及び付属品の購入に係る一般競争入札

(〃) 四

○ 告 示

● 佐賀県告示第六十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があつた。

平成十六年二月六日

佐賀県知事 古川 康

● 佐賀県告示第七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

一 廃止年月日 平成十五年十二月三十一日
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人めぐみ厚生センター
所在地 佐賀市緑小路一番三号

事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

サービスの種類 知的障害者短期入所

事業所番号 四一〇〇〇二一〇〇〇三〇一三九

● 佐賀県告示第六十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があつた。

平成十五年二月六日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止年月日 平成十五年十二月三十一日
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人めぐみ厚生センター

所在地 佐賀市緑小路一番三号

事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

サービスの種類 知的障害者短期入所

事業所番号 四一〇〇〇二一〇〇〇三〇一三九

● 佐賀県告示第六十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があつた。

平成十六年二月六日

一 廃止年月日 平成十五年十二月三十一日
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

佐賀県知事 古川 康

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

事業所の名称

所在地

変更年月日

福寿園ホームヘルプサービス

旧	新
佐賀郡諸富町大字山領二一〇 番地四	佐賀郡諸富町大字諸富津二一〇

平成一六・二・一

県道 納所入野線
東松浦郡肥前町大字納所字通山丁一〇〇四番 一地先まで

平成一六・二・七

●佐賀県告示第七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十六年二月六日

佐賀県知事 古川 康

事業所の名称	所在地	変更年月日
社会福祉法人三瀬村社会福祉協議会	神埼郡三瀬村大字藤原三八八 二番地六 四番地	平成一四・四・一

●佐賀県告示第七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、佐賀土木事務所及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月六日

佐賀県知事 古川 康

井手の原地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱九号と標柱一号を直線で結んだ線に囲まれた区域

七	六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	佐賀郡	郡
"	"	"	"	"	"	大和町	町
"	"	"	"	"	"	梅野	大字
"	"	"	"	"	"	井手原	字
一六六五番一	一六四八番一	一六四六番四	一六四六番一	一七八五番一	一五一八番二七	一七三八番一	地番

●佐賀県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年二月六日から平成十六年三月五日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月六日

佐賀県知事 古川 康

八	"	"	"	"	"	一七〇四番1
九	"	"	"	"	"	一一八七八番11
十	"	"	"	"	"	一一八八四番
十一	"	"	"	藤原	大谷	一一九五三番1

●佐賀県告示第七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、神埼土木事務所及び三瀬村役場に備え置こて縦覧に供する。

平成十六年一月六日

佐賀県知事 古川 康

神有地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱十一号までの順次直線で結んだ線及び標柱十一号と標柱1号を直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	神埼郡	三瀬村	藤原	大谷	三九六一番11地先道路
二	"	"	"	"	三九五五番11
三	"	"	"	"	三九五三番11
四	"	"	"	"	一八八一番
五	"	"	三瀬	神在	一八六四番11
六	"	"	"	"	一八六三番11地先道路
七	"	"	"	"	一八七〇番1
八	"	"	"	"	イ 法第4条「指針」に係る意見

○ 反対

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年2月6日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南佐賀ショッピングビル

佐賀市北川副町大字木原字四本柳183番地1 外

2 届出の内容

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

3 意見の概要

- (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

佐賀市

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

- (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年2月6日から

平成16年3月5日まで

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月6日

収支等命令者

佐賀県経済部長 坂井浩毅

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

P C リンク型高機能レコード及び付属品 3セット

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成16年2月27日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県経済部産業振興課産業・科学振興班 電話 0952-25-7129

3 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できることと認められること。

(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できることと認められること。

4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成16年2月12日まで

(2) 場所

上記2の部局

5 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成16年2月12日16時までに上記2の部局に提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記 2 の部局

(2) 期限

平成16年2月13日 17時

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

7 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟71号南会議室

(2) 期限

平成16年2月16日 10時

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

上記 7 の(1)の場所

(2) 日時

平成16年2月16日 10時

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号に

より免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者

(2) 当該競争について不正行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出

した者

(4) 1人で2以上の入札をした者

(5) 代理人でその資格のないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者

11 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

申購
込先
料

一か年三、八〇円(送料共)
佐賀県総務部総務学事課

発行者 平成十六年二月六日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日